

～会長便り～

令和4年度調剤報酬改定がなされて一ヶ月が経ちました。提出書類も終わり、さあこれから、という所でしょうか。特に今回は大きな考え方の変化が見られた改定だと思います。具体的なことはもう皆さん理解されていると思いますが、もっと大きな視点から見ると「令和4年度診療報酬改定の基本方針（概要）」があります。

その基本認識の一つに「患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現」という項目があり、更にその中に「薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進」というのが含まれるのです。この項目に従って更に2年後は踏み込んだ改定がなされると思われます。私達の業務が地域の機能としてどこまで貢献しているか、今から吟味しておく必要がありますね。

～社会保険委員会便り～

本年4月は診療報酬の改定でしたが、調剤料が見直され、対物中心から対人中心への転換がより推進されるなど、大きな変化となった改定であったと思われます。委員会としては、今年度も最新の情報を会員の皆様に周知していきたいと思いますので、調剤報酬の理解と遵守に努めていただくようお願い致します。

さて、今回の改定における疑義解釈も出されていますが、その中から、特にご注意頂きたい内容についてお知らせします。

・「連携強化加算」の施設基準について

令和4年3月31日付けで通知された事務連絡において、「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取り扱いが示されています。その中で、『PCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として登録され、当該事業を実施していること』と記されていますが、県薬からの報告によると、検査実施事業者に登録をしていない薬局が連携強化加算の届出をしている事例があるようですので、十分にご注意願います。

尚、本取り扱いについては、今後見直す可能性があることに留意することとなっておりますので、今後の通知を注視して頂きたいと思います。（県薬の社会保険委員会からも、4月11日に本件に関する周知の案内がFAXされています。）↑

・リフィル処方箋の様式について

リフィル処方箋の導入に伴い、処方箋の様式が変更となりましたが、会員の方から「医療機関が偽造防止のため、オーダリングシステムの仕様として、リフィル可にチェックを入れていない場合は、取消線を印字している。訂正印は必要か？」との質問が長崎県薬事情報センター宛てに寄せられています。本件に関して、九州厚生局長崎事務所に確認をしたところ、厚生労働省に確認をして、処方箋の「リフィル可」の部分に取消線がひかれていた場合でも訂正印は必要ないとの回答がありました。

～定時総会のご案内～

佐世保市薬剤師会定時総会を下記のとおり開催いたします。なお今回も、総会終了後の懇親会は中止とさせていただきます。ご了承下さい。

詳細については、5月末に別途郵送致しますので、ご確認お願い致します。

日時：令和4年6月11日（土）18：30～ 場所：アルカスSASEBO

～佐世保市子ども未来部子ども支援課からのお知らせ～

佐世保市子ども未来部子ども支援課より薬局へ説明資料と調査票が郵送で届きます。

◆小・中学生、ひとり親家庭等福祉医療費の助成方法が改正されます。

実施時期：令和4年10月1日診療分から適用

改正内容：償還払い方式 ➡ 現物給付方式へ変更

※説明資料をご一読のうえ調査票にご協力ください。

佐世保市薬剤師会 会務報告【4月】

4日	第1回役員候補選考委員会	市薬会議室
7日	佐世保市学校保健会養護教諭部会総会（井手、立石）	総合教育センター
20日	常務会	薬国保会議室
25日	第2回役員候補選考委員会	市薬会議室
27日	会計監査（東内、蒲池芳）	市薬会議室